

安全マネジメント

経営理念

- ◆安全と安心
- ◆法令順守
- ◆真心をこめたおもてなし

I.最高責任者の責務等

- (1) 輸送の安全確保に関する最終的な責任を有します。
- (2) 運転者を含む社員に対し関係法令の遵守と輸送の安全が最も重要であることの意識を自ら及び事業部安全管理担当を通じて徹底します。
- (3) 輸送の安全に関する方針の作成に主体的に関与します。
- (4) 輸送の安全施策に関する重点施策や目標及び計画の策定に主体的に関与します。
- (5) 重大事故発生時の迅速な対応の為に体制整備に主体的に関与します。
- (6) 輸送の安全の確保に係る予算の確保、組織体制の構築等必要な措置を講じます。
- (7) 輸送の安全の確保に関する安全統轄責任者の意見を尊重します。
- (8) 代表取締役は、会社全体の運送事業の安全管理体制の見直しに主体的に関与します。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対し必要な教育、研修を行います。
- (10) その他、輸送の安全の確保に関する事務の統括管理を行います。

II.輸送の安全に関する基本方針等

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役は、輸送の安全の確保が旅客自動車運送事業の根幹であることを深く認識し、運行管理者、運転者をはじめとする社員に輸送の安全の確保に主導的役割を果たします。
- (2) 安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- (3) 意識消失等による交通事故を未然に防止するため、積極的に脳ドック受診を推奨し、運転者の健康管理の徹底を図ります。
- (4) 輸送の安全に関する情報について、積極的に公開します

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 運転者をはじめ、全社員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用の支出、投資を積極的且つ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置及び予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達し共有します。
- (5) 各期の交通安全運動等を積極的に推進し、当社員に周知、指導を徹底します。

Ⅲ.社内体制の構築

- (1) 安全統括管理者、運行管理者、整備管理者を選任します。
- (2) 輸送の安全に関する組織体制及び命令系統を決定し、その組織図を作成します。
- (3) 運転者は上記(1)に定める者の指示を受けるほか、常に安全の向上をしする技能などの体得に努め、安全運行等輸送の安全の確保を行います。

Ⅳ.安全統括管理者

(1) 安全統括管理者の責務

- ① 社員、特に運転者に対し関係法令の遵守と安全な輸送確保が最も有用であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立し、維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する指針、重点施策、目標及び計画を着実に実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 輸送の安全の確保の状況について、定期的且つ必要に応じ随時内部監査を行い取締役へ報告すること。
- ⑥ 代表取締役に対し輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見具申を行う等、事故防止その他安全対策について必要な改善措置を講ずること。
- ⑦ 運行管理が適性に行われるよう、運行管理者を統括し管理すること。
- ⑧ 整備管理が適性に行われるよう、整備管理者を統括し管理すること。